

Press Release

平成 25 年 7 月 3 日
日本公認会計士協会

精密機器の製造販売事業会社の審査結果の公表について

7月3日開催の常務理事会において承認された事項について、ご報告いたします。

・精密機器の製造販売事業会社の審査結果の公表

平成 25 年 7 月 1 日に開催された監査業務モニター会議において、会則第 142 条第 3 項の規定に基づき、精密機器の製造販売事業会社の監査に係る監査人の法令等違反事実の有無に係る結論の公表の提言がなされました。これを受け、同条第 5 項の規定に基づき、常務理事会の議を経てその結論を公表します。

【結論】

法令等違反事実は認められず、会員として懲戒処分を課すことは相当と認められない。

以 上

【参考：会則】

(監査業務モニター会議)

第 142 条 本会に、本会の監査業務の審査の適切な運営に資するため、監査業務モニター会議を置く。

(中略)

3 監査業務モニター会議は、第 52 条第 4 項、第 56 条第 6 項、第 139 条第 6 項、第 140 条の 2 第 7 項及び第 141 条第 2 項に基づく綱紀審査会、不服審査会、監査業務審査会、規律調査会及び監査問題特別調査会からの報告を受けて、本会の綱紀事案の処理及び監査業務の審査が適切に行われているかどうかを検討、評価し、その結果を当該各機関に提言すること及び当該各機関が取り扱った事案の概要の公表を本会の会長に提言することを職務とする。

(中略)

5 会長は、第 3 項の提言を参考に、常務理事会の議を経て事案の概要を公表するものとする。